

杉並区体育協会補助金交付要綱

〔平成4年4月20日〕
〔杉教社体発第14号〕

(目的)

第1条 この要綱は、杉並区体育協会（以下「体育協会」という。）に対する補助金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(交付対象経費)

第2条 補助金の交付対象経費は、次の各号に掲げる事業に要する経費とする。

- (1) 社会体育活動の普及、向上または奨励のための事業
- (2) 体育協会構成団体間の連絡調整に必要な事業
- (3) 社会体育に関する調査研究
- (4) その他、体育協会の運営に必要な事業

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、毎年度予算に定める額の範囲内とする。

(補助金の申請)

第4条 体育協会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会を經由して区長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) その他必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 区長は、前条の規定による申請を受け、それが適当と認めたときは、補助金の交付を決定する。

2 区長は、前項の規定による決定をしたときは、体育協会に対して補助金交付決定通知書（第4号様式）により通知する。

(補助金の交付)

第6条 体育協会は、補助金の交付決定通知を受けたときは、教育委員会を經由して補助金交付請求書（第5号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の補助金交付請求書が提出されたときは、補助金を交付する。

(状況報告)

第7条 区長は、必要があると認めたときは、体育協会に対し、補助対象事業の実施状況に関し報告を求めることができる。

(実績の報告)

第8条 体育協会は、補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、次の各号に掲げる書類を教育委員会を經由して提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（第6号様式）

(2) 収支決算書(第7号様式)

(決定の取消)

第9条 区長は、体育協会が、次の各号の一に該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき

(2) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき

(3) 交付した補助金に余剰が生じたとき

2 区長は、前条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部または一部を返還させることができる。

(検査)

第10条 区長は、必要と認めるときは、補助金の用途について区の職員に、体育協会の帳簿等を検査させることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から適用する。